

2019年度同志社大学大学院司法研究科

前期日程入学試験問題解説

行政法

【出題意図】

本問は、職権による行政行為の取消に関する問題である。行政行為の取消と対比される行政行為の撤回との差異を正確に理解できているかを問うとともに、職権による行政行為の取消の制限の問題につき、事案を踏まえた具体的な検討ができるかを問う問題である。

【採点のポイント】

(1) 取消と撤回の差異が、行政行為がなされた時点で瑕疵が存在したか、その後瑕疵が生じたかによる区別であることを理解していることが前提である。その上で、本件事案が前者にあたることを具体的に説明することが求められる。

(2) 当初から違法な行政行為であっても、授益的な行政行為の取消については、行政行為の相手方の信頼保護の観点から取消が制限される場合があることを理解していることが前提である。その上で、本事案において取消が制限されるか否かを本事案の具体的事実に着目して検討することが求められる。着目すべき具体的事実としては、点数操作がなければXの成績が合格点に遠く及ばなかった点、Xが職を失い次年度の採用試験の出願期間も過ぎている点、Xが不正な加点に関与していなかった点、Xが受け取った給料等の返還が求められていない点が挙げられる。

【講評】

基本的な問題であり、まじめに勉強していれば解答は難しくないと思われるが、とりわけ

(1) について取消ではなく撤回と解答した答案が思いのほか多かった。そのうち遡及の有無で判断した答案は、取消と撤回の論点についての理解が十分でないといえるが、これは出題者が予想した誤答である。これに対し、当初からの瑕疵か後発的瑕疵かの基準に従って判断したにもかかわらず前者が撤回であると誤って理解しているために逆の解答となった者が目立ったが、基本的な事柄を全く誤って理解しており、もう一度最初から行政法を勉強し直した方が良いと思われる。